

# 北海道建設部土木工事関係委託業務検査方法書

## (総則)

第1条 北海道建設部が所管する土木工事関係委託業務の内、測量、調査、設計に関する検査の方法は、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通達「業務委託事務取扱要綱の制定について」。以下「要綱」という。）によるほか、この方法書の定めるところによるものとする。

## (検査の種類及び目的)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 委託業務の完了検査（約款30条）、指定部分に係る検査（約款36条1項）、引渡部分に係る検査（約款36条の2項）（以下「完了検査」という。）

委託業務の成果品が契約図書に定められた数量や品質等が確保されていることを確認するために行う検査で、原則として、受託者から成果品の引渡しを受け、業務委託料を支払う。

(2) 中間検査（要綱7）

委託業務の履行中に契約内容が適正に履行されていることを確認するために行う検査で、委託業務の手戻りを防ぎ、完了検査の効率化を図る。

対象委託業務、実施時期については委託業務中間検査実施基準による。

なお、中間検査で確認した成果品については、委託業務の内容から再度の確認が必要な場合を除き、完了検査時の確認を省略することが出来る。

(3) かし修補委託業務完了検査

委託業務完了後にかしが発見され、その修補業務の完了を確認するために行う検査で、受託者から成果品の引渡しを受ける。

## (検査の立会い)

第3条 検査員は、検査にあたって、必要に応じ、当該委託業務に係る業務担当員の立会いを求めることができる。

## (検査の準備)

第4条 検査員は、検査にあたって、受託者及び業務担当員に対し、必要な測定要員、用具及び関係資料をあらかじめ準備させるものとする。

## (検査の内容)

第5条 検査は、当該委託業務の実績報告書及び成果品を対象として行うものとし、契約図書に基づき、成果品について合否の判定を行うものとする。

2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、受託者または業務担当員に対して、履行状況、関係資料について事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、必要に応じて現地調査等を行うこととする。

( 成果品の検査 )

第 6 条 検査員は、成果品が委託者の意図を満足し、定められた技術基準に沿っているか否かを確認するために、成果品の数量及び品質の検査を行うものとする。検査にあたっては、検査基準（別表 1）及び業務別検査の視点（別表 2）に基づき、成果品、各種記録（照査記録、写真及び業務管理記録等）と設計図書を対比して合否を判定する。

( 委託業務検査記録簿 )

第 7 条 検査員は、当該委託業務の検査につき、その検査内容や特筆すべき事項を委託業務検査記録簿（別記様式 - 1）に記載し、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

( 検査合格の処理 )

第 8 条 当該委託業務が検査に合格した場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完了検査

検査員は、委託業務完了検査報告書（要綱別記第 16 号様式）により検査調書を作成の上、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査報告書（別記様式 - 2）に当該検査の確認事項、指導事項を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(3) かし修補委託業務完了検査

検査員は、かし修補委託業務完了検査報告書（別記様式 - 3）にその旨を記載し、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

( 検査不合格の処理 )

第 9 条 当該委託業務が検査に合格しない場合の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完了検査

検査員は、委託業務完了検査不合格報告書（別記様式 - 4）により検査調書を作成の上、修補内容を明記し、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

(2) 中間検査

検査員は、中間検査の結果、当該委託業務の実施状況、品質について契約図書との不適合を確認した場合は、業務担当員に改善内容を指示するとともに、中間検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者に提出するものとする。

(3) かし修補委託業務完了検査

検査員は、かし修補委託業務完了検査の結果、合格しない場合は、かし修補委託業務完了検査報告書にその旨を記載し、支出負担行為担当者へ提出するものとする。

( 検査の中止 )

第 10 条 検査員は、検査の実施にあたり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに支出負担行為担当者に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 受託者若しくは管理技術者又はその他の使用人が検査の実施を妨害したとき

(2) 前号の他、検査の実施が困難となったとき

(緊急措置)

第11条 検査員は、検査にあたりその措置に急を要するものがあるときは、直ちに必要な措置を受託者に指示するとともに、速やかにその旨を支出負担行為担当者に報告しなければならない。

(委託業務施行成績の評定)

第12条 検査員は、委託が完了検査に合格した場合及び中間検査が終了した後、北海道工事関係委託業務施行成績評定要領(平成14年3月27日付け建情第1955号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「北海道工事関係委託業務施行成績評定要領の制定について」)に基づき評定を行い、委託業務施行成績評定表を支出負担行為担当者に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この方法書は公表するものとし、その方法等については、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」(平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達)の例によるものとする。